DOI http://dx.doi.org/10.21792/trijpn.2023..102.014

仏教公伝と崇仏論争*

－『日本書紀』の仏教関連記載の再検討 －

呉 秀 文**

本稿は初めて日本に仏教が伝来した当時の状況の分析を試みるものである。日本に仏教が伝来したのは、552年とする説と、538年とする説、これ以外にも存在するが、主にこの2つの年代に集約される。どちらにせよ、日本に仏教が伝来したのは6世紀中頃と言える。

当時は欽明天皇の治世であり、蘇我氏、物部氏が有力な臣下として存在した。この時期は完全な天皇制に移行しておらず、連立政権の首班という形で天皇家は存在していた。

このような状況の中、仏教が百済の聖明王から贈られてきたのである。この時期、日本にも神道のような宗教が存在しており、それを根拠に反対する勢力も存在し、欽明天皇自身も判断できず、臣下にその判断を委ねている。この日本古代仏教の受容に関した過程を崇仏論争と言うが、本稿では本当に神道の立場から物部氏、中臣氏が反対したのかについて分析してみようと思う。

キーワード：崇仏論争、欽明天皇、蘇我氏、物部氏
(숭불논쟁, 긴메이천황, 소가씨, 모노노베씨)

1. はじめに

現代に於いて、日本人は宗教を持たない民族だと見なされることがある。日本人自身に尋ねても無宗教だと答える人々が大勢いるのは確かである。明確に自覚しながら信仰している人は、けっして多くない。しかし、理性として認識していなくとも、無自覚に仏教の影響を

* 이 논문 또는 저서는 2019년 대한민국 교육부와 한국연구재단의 지원을 받아 수행된 연구임(NRF-2019S1A6A3A01055801)

* 경북대학교 인문학술원 HK교수, wsoo@knu.ac.kr

受けていると考えることは可能である。これは仏教が宗教として認識されているというよりも、日本の伝統、文化として人々の間に浸透しているためであると考えられる。

現在、日本文化の伝統と呼ばれるものの中で、仏教と全く関わりのないものは存在しないと言える。日本文化は何かしらの影響を仏教から受けているのである。一般的な生活を営む上で度々使用される語句にも仏教から由来しているものは多い。無尽蔵、更生、意地、後生、地獄、愚痴、名声、利益、方便、通達、慈悲、下品、分別、縁起、冥福、退屈、言語道断、諦める、遊戯、極楽、道楽、安心、道具、自由、堪能、微妙、食堂、所詮、寿命、講堂、流通、覚悟、律儀、講師など、枚挙に暇がないが、特に仏教から由来した語句という認識で使用している者はほぼいないであろう。これらは生活に密着している語彙郡だと言え、仏教用語が完全に日本語化した例だと言える。語彙だけにとどまらず、行事にしても認識していないものも多数存在する。

現在の日本国民の生活様式は、科学の発展によって合理的で過去のものとは違った様相を呈しているのは間違いない。しかし、社会が変わろうとも、世代を越えて繰り返されているものがあり、日本人が無意識のうちに行っている行動の中に日本の伝統、文化、仏教に大きく影響されていると思われるものがある。

例えば、日本人の大半が宗教に関わらず行っている正月の初詣である。一般的な生活を送っている日本人であれば、大概は大晦日に除夜の鐘を聞き、その後、神社や仏閣に初詣に行くというルーティンで毎年過ごしているはずである。普段は仏や神など気にもしない人々が、正月になると不思議に敬虔な面持ちで仏閣や神社を訪ねるのである。また、正月に比べれば、若者の参加率は若干下がるのかも知れないが、お盆にしても祖先が帰ってくるという伝統を重んじ、毎年行事を行う家も少なくない。お彼岸にしても全国的な規模でお墓参りを実施し、故人や先祖の供養を行う。墓をきれいに掃除して浄め、お線香やお花、お供物を供え、感謝をこめて手を合わせるという伝統を続けているのである。また、人が死んだ時に行われる追善法要にしても、1、3、7、13年目に行うという規則性は今なお存在している。このよ

うな伝統は仏教が日本の生活様式に融合し、宗教という認識から逸脱したものである。このように長い期間、仏教は日本国民に影響を与え続け宗教というよりも文化として存続しているが、本稿では仏教が宗教として、どのような過程を経て日本に導入されたのか考察を行おうと思う。

古代の仏教受容に関しては、三橋正(2007)「仏教受容と神祇信仰の形成」[1]や、北条勝貴(2008)「古代日本の神仏信仰」[2]などの先行研究がある。前者は仏教が導入された後、古墳時代の祭祀との混沌が存在したが、仏教から独立する形で神と仏を別々に信仰する精神世界の構造を研究している。後者は6世紀から平安時代までの日本において、刻々と変化する宗教的な世界観を考察している。

これらを踏まえ、本稿では基本的に『日本書紀』の仏教に関する部分を抜粋し、登場する人物の立場などを考慮しながら考察を試みようと思う。

2. 日本の仏教公伝

紀元前の4世紀から6世紀の間に釈迦によって創設されたと考えられる仏教は、6世紀中頃に日本に伝わったとされる。正確には日本の仏教伝来の時期に関しては諸説あり、552年と538年が最も有力な説となっている。552年とするのは、『日本書記』の記載によるもので、以下から推測される。

> 冬十月、百済聖明王、更名聖王。遣西部姫氏達率怒唎斯致契等、献釈迦仏金銅像一躯・幡蓋若干・経論若干巻。別表、讃流通礼拝功徳云、是法、於諸法中最為殊勝、難解難入、周公・孔子尚不能知。此法、能生無量無邊福徳果報、乃至成弁無上菩提。譬如

1) 三橋正(2007)「仏教受容と神祇信仰の形成」『宗教研究』第81号、日本宗教学会、pp. 333-358.

2) 北条勝貴(2008)「古代日本の神仏信仰」『国立歴史民俗博物館研究報告』第148輯、国立歴史民俗博物館、pp.7-38.

> 人懐随意宝・逐所須用・尽依情、此妙法宝亦復然、祈願依情無所乏。且夫遠自天竺爰洎三韓、依教奉持無不尊敬。由是、百済王・臣明、謹遣陪臣怒唎斯致契、奉伝帝国流通畿内。果仏所記我法東流。是日、天皇聞已、歓喜踊躍、詔使者云。朕従昔来、未曾得聞如是微妙之法。然朕不自決。乃歴問群臣曰、西蕃献仏、相貌端厳。全未曾有、可礼以不。蘇我大臣稲目宿禰奏曰、西蕃諸国一皆礼之、豊秋日本豈独背也。物部大連尾輿・中臣連鎌子同奏曰、我国家之王天下者、恆以天地社稷百八十神、春夏秋冬祭拝為事。方今改拝蕃神、恐致国神之怒。天皇曰、宜付情願人稲目宿禰試令礼拝。[3)]

簡単に言えば、欽明天皇一三年(552年)の10月項に百済の聖明王が使者を使わして、仏像や経典、仏教を流通させて功徳を賞賛する上表文を献上し、それを天皇は喜んだと記されていることを根拠にしている。但し、全面的に受け入れられたわけではなく、反対する家臣がいたことも記載されている。

538年と主張するのは、『上宮聖徳法王帝説』[4)]や『元興寺伽藍縁起并流記資財帳』[5)]の記載からである。そこには欽明天皇時代の「戊午年」に百済の聖明王から仏教が伝来したとあるが、『日本書紀』の欽明天皇時代(540年から571年)には戊午年が存在しないため、欽明天皇以前において最も近い戊午年である538年が有力視されている。現在のところ、552年と538年のどちらが正しいという結論は出ておらず、両方

3) 坂本太郎・家永三朗・井上光貞・大野晋(1982)『日本書紀 下』岩波書店、pp.101−103.

4) 聖徳太子に関する最古の伝記である。誰がいつ書いたものなのか、正確なことは分かっていない。原本は残っておらず、法隆寺に江戸時代まで保管されていた写本が全てである。写本に所有者だった法隆寺の僧の名が入っており、本の内容から810年から917年の間に法隆寺の僧によって書かれた可能性が高いと見られている。内容の一部に『日本書紀』と異なる記録が見えること、『日本書記』『古事記』よりも前時代の史料が基になっていると推測されることから、信用度の高い史料と考えられる。

5) 『元興寺伽藍縁起并流記資財帳』は745年に奈良の元興寺が完成したので、その由来を記録したものである。『元興寺伽藍縁起并流記資財帳』が書かれた時期に関しては、中に「天平廿年六月十七日」(748)との記載がある。『元興寺伽藍縁起并流記資財帳』には本稿で扱った仏教伝来に関する記述もあり、大筋では『日本書紀』とほぼ同様である。

とも主張にとどまっている。どちらにせよ、6世紀の中頃に仏教が初めて伝わったのは間違いないようである。

しかし、552年、538年にせよ、これは国家として正式に仏教が伝わった時期を意味するものである。それ以前にも渡来人は既に日本に存在しており、それら渡来人による私的な信仰の対象としての仏教は日本に伝わっていたことと思われる。

上記の『日本書紀』の内容から見ると仏教の受容に関して、物部大連尾輿や中臣連鎌子などは、「我国家之王天下者、恆以天地社稷百八十神、春夏秋冬祭拝為事。方今改拝蕃神、恐致国神之怒。」として国神の怒りを買うとして反対しているが、これは日本にも仏教が伝わる前から神道のような宗教が存在していたことを意味する。欽明天皇の時代には「宗教支配・統制機構として神祇官先行官司たる祭官が設置、中臣氏を長官に、日奉部・日奉舎人部を品部として組織されたと考えている。その結果、地方神は王権の守護神に従属し、中央政府の政治的障害となるような独立的宗教活動、共同体信仰は弾圧されていった」[6]とするように、全国には様々な神が存在し、それを制御するための組織まで存在したのである。天皇にとって、これほどまでに気を揉む神道のようなもの、また、仏教の導入を反対する有力豪族の存在にも関わらず、仏教の伝来を拒否することなく、「宜付情願人稲目宿禰試令礼拝。」として蘇我大臣稲目に任せたのである。ここで何よりも奇異に映るは神道が存在するにも関わらず、仏教を一家臣の蘇我大臣稲目に委託した天皇の態度であろう。当時の政治的な状況として、「日本の天皇は畿内豪族層に共立された司祭者的首長としての性格を色濃く残している。古代の天皇は、祭祀のみでなく、軍事指揮、外交など、他にもさまざまな重要な機能を果たしていたが、その司祭者的王としての原始性が特に注目される」[7]とするように、宗教のような精神的世界に対する依存度が高い時代であり、おいそれと新しい精神的基盤を導入するのは難しかったはずである。

6) 北条勝貴(2008) 前掲論文、p.9.

7) 平林章仁(2014)「日並四皇子攷」『仏教文化研究所紀要』第51輯、竜谷大学仏教文化研究所、p.142.

この時期、欽明天皇が国神の存在があるにも関わらず仏教を完全に拒否しなかった理由は憶測になるが、いくつか提示してみよう。一つ目に、当時の欽明天皇の立場、また蘇我氏と物部氏との関係性を考えなければならない。欽明天皇の皇妃には、用明天皇や推古天皇など、7人の男子と6人の女子を産んだ蘇我堅塩媛(図１を参照)がいる。つまりは蘇我大臣稲目は欽明天皇にとって舅であり、立場的に臣下とは言え外戚にあたる。当然のこととして、天皇としてはその意向をおざなりにすることはできなかったと思われる。二つ目に中国、朝鮮などのアジア各国が激しく変化する動乱の時代であり、日本にしてもそれら各国と通行し、積極的な外交政策を進めていた時期にあたる。このような状況の中で、仏教は百済の王権から倭の王権に対し、正式に贈られたものであり、倭王権としてはその受取りを真っ向から拒否することはできなかったと考えられること、三つ目として、仏教を宗教として捉えておらず、国神を主体とする神道と競合するとは考えていなかったのではないかということ、四つ目に、仏教を朝鮮半島を通じてインド、中国大陸から渡ってきた最先端の先進「文化」としてだけ捉えていた可能性である。つまり、これを完全に拒否するには国家の威容を高める素材としての価値があまりにも高いと考えたのではないだろうか。神道があるとして反対意見が存在したにも関わらず、蘇我氏に容認するしかなかったのは、上で述べたような理由が考えられるだろう。

3. 世代交代による仏教への対応

一旦は蘇我氏に預けられた仏教であるが、その後、『日本書紀』によれば、以下のような展開を迎える。

> 大臣跪受而忻悦。安置小墾田家、勤修出世業為因。浄捨向原家、為寺。於後、国行疫気、民致夭残、久而愈多、不能治療。物部大連尾輿・中臣連鎌子同奏曰、昔日不須臣計、致斯病死。今不

遠而復、必当有慶。宜早投棄、懃求後福。天皇曰、依奏。有司乃以仏像、流棄難波堀江。復縦火於伽藍、焼燼更無余。於是、天無風雲、忽炎大殿。[8)]

蘇我大臣稲目は欽明天皇に預けられた仏教を形にするために、小墾田の向原にある家に仏像を安置して寺とした。この向原に置かれた寺が日本最古の仏教伝来の寺であり、日本で初めての寺と言えるであろう。ところが、その後、疫病が大流行し、多くの民が死んでしまった。物部大連尾輿はこのように疫病が蔓延したのは仏像を祀ったためだと批判し、これを天皇に奏上、日本最初の寺である向原の寺を焼き払い、仏像を難波の海に流してしまった。結局のところ、仏教の御利益が得られないような結果であったとは言え、一旦は様々な理由から仏教を許可した天皇がこのような仏教を廃するような指示を出した理由はなんであったのであろうか。

欽明天皇は単純に疫病の原因を仏教に求めたためであろうか。実際は災厄を前に、大臣と同レベルの力を保有する大連の諫言を天皇自身看過することができず、物部大連尾輿や中臣連鎌子の言に従い、寺を焼く許可を出したと思われる。そもそも、連である中臣氏は「神祭りを司る一族として、物部氏を核とする排仏派の一翼を担う」[9)]とあり、異国の宗教である仏教を排除しようとする流れは自然であるが、物部氏においては本当に仏教を排斥しようとしていたのかとする意見がある[10)]。つまりは、仏教が公伝するこの時期において、仏教というのは1つの口実に過ぎず、勢力争いの火種に過ぎなかったのではないかということである。これは天皇が連合政権の首班に過ぎず、天皇にせよ、蘇我氏、物部氏にせよ、絶対的な権力を保有していたとは言えないということが遠因になると思われる。

仏像を海に沈め、仏教を捨てた天皇であったが、それから7ヶ月

8) 坂本太郎・家永三朗・井上光貞・大野晋(1982) 前掲書、p.103.
9) 北条勝貴(2008) 前掲論文、p.10.
10) それは物部氏の領地にも寺の存在が確認されたというものであるが、これについては寺の正確な年代が物部氏の所領であった時代のものだと判明されなければならず、未だ結論が出ていない。

後、再び仏教を取り入れる動きを見せる。

> 夏五月戊辰朔、河内国言、泉郡茅渟海中有梵音、震響若雷声、光彩晃曜如日色。天皇心異之、遣溝邊直此但曰直、不書名字、蓋是伝写誤失矣入海求訪。是時、溝邊直入海、果見樟木浮海玲瓏、遂取而献天皇。命畫工造仏像二躯、今吉野寺放光樟像也。11)

要するに、海に捨ててしまった仏像を回収するために人を派遣し、回収後には畫工に命じて、仏像を2体作らせたということである。これは仏像を捨てた際の「於是、天無風雲、忽炎大殿」が関係しているものと考えられる。ここでは流石に仏を捨ててしまったことで罰が当たったとでも考えたのかも知れない。そう思うまで期間、もしくは蘇我氏にそのように説得されるのに掛った時間が7ヶ月ということだろう。しかし、ここでも国家をあげて仏教を取り入れようとしたわけでなく、依然として蘇我氏の手に委ねられた。

仏教は相変わらず、蘇我氏の手に委ねられていたが、欽明天皇が崩御し、敏達天皇が即位、蘇我氏、物部氏も代替わりする。大臣である蘇我氏は馬子に、大連である物部氏は守屋に引き継がれた。世代が変わっても先代の意思は引き継がれ、蘇我氏の崇仏派、物部氏の廃仏派に分かれて闘争を繰り返す。但し、先代と違っていたのは大王家であり、『日本書紀』にしてもそれを強く意識しているようで、敏達天皇の項の最初に「天皇、不信仏法而愛文史」12)と記している。敏達天皇が廃仏派寄りで、敏達天皇と物部氏、中臣氏に対し、蘇我氏という構図に変わっていった。

このような状況下、『日本書紀』の敏達天皇十三年目(584年)の項には、以下のように記載されている。

> 是歳、蘇我馬子宿禰、請其仏像二躯、乃遣鞍部村主司馬達等・池邊直氷田、使於四方訪覓修行者。於是、唯於播磨国得僧還俗

11) 坂本太郎・家永三朗・井上光貞・大野晋(1982) 前掲書、pp.103-105.
12) 坂本太郎・家永三朗・井上光貞・大野晋(1982) 前掲書、p.133.

者、名高麗恵便。大臣、乃以為師、令度司馬達等女嶋、曰善信尼年十一歳、又度善信尼弟子二人。其一、漢人夜菩之女豊女名曰禅蔵尼、其二、錦織壺之女石女名曰恵善尼。壺、此云都苻。[13)]

蘇我大臣馬子は、再び百済から仏像2体が贈られてくると、寺を造るために本格的に動きだした。自らに仏教の師を立て、司馬達等の娘などを出家させ、善信尼などの3人の女性を尼僧にして寺の管理をさせている。彼女たちは日本最初の尼とされている。敏達天皇としては、仏教を信じてはいなかったとしても、百済から正式に贈られた仏像を無下にもできず、蘇我氏に預けたのであろう。

『日本書紀』敏達天皇十四年(585年)の項では、2月24日に蘇我大臣馬子が病気になり、その理由を卜者(占い師)に問うている。卜者は「父(稲目)のときに祀った仏神の心は祟った」と答え、その占いの内容を天皇に奏上した。天皇は「卜者の言葉通り、父の神(稲目が祀った仏)を祀れ」として、稲目が祀った仏を再び祀る許可を出している。蘇我大臣馬子は詔を受け、石像を拝み、寿命を延ばしてほしいと乞い願った。ところが、運悪くこの時期に国に疫病が流行ってしまい、父である稲目の時と同様に多くの民が死んでしまった。一旦廃止させた父親の代の仏像だから天皇に許可を得ることができたのか、仏教それ自体の許しを得ることができたのか、その辺の事情は分かりにくいが、仏教嫌いの敏達天皇に許可を出させたにも関わらず、上の世代同様の形で寺を焼かれることになる。

三月丁巳朔、物部弓削守屋大連与中臣勝海大夫、奏曰、何故不肯用臣言。自考天皇及於陛下、疫疾流行、国民可絶。豈非専由蘇我臣之興行仏法歟。詔曰、灼然、宜断仏法。丙戌、物部弓削守屋大連自詣於寺、踞坐胡床、斫倒其塔、縦火燔之、并焼仏像与仏殿。既而取所焼余仏像、令棄難波堀江。

是日、無雲風雨。大連、被雨衣、訶責馬子宿禰与従行法侶、令生毀辱之心。乃遣佐伯造御室、更名、於閭碍、喚馬子宿禰所供善信等尼。由是、馬子宿禰、不敢違命、惻愴啼泣、喚出尼等、付

13) 坂本太郎・家永三朗・井上光貞・大野晋(1982) 前掲書、p.149.

於御室。有司、便奪尼等三衣、禁錮、楚撻海石榴市亭。[14)]

蘇我大臣馬子の父親である稲目の時と全く同様の形で、敏達天皇に対し、物部大連尾輿の息子である守屋と中臣氏の勝海が共に、蘇我氏が仏教を信仰するために、多くの国民が死ぬと奏上、「灼然、宜断仏法。」と仏法禁止の詔勅を出させ、物部大連尾輿は蘇我氏の寺を急襲、稲目の時と同様、寺を焼き、仏像を難波の海に捨てている。世代を越えて同じ結果となるが、違っていたのは、馬子の場合は寺に尼僧を置いていたがそれを捕え、法衣を奪い、鞭打ちの刑に処している点であろう。しかし、寺を焼いた後も流行した疫病は収まらず、被害は拡大するばかりだった。

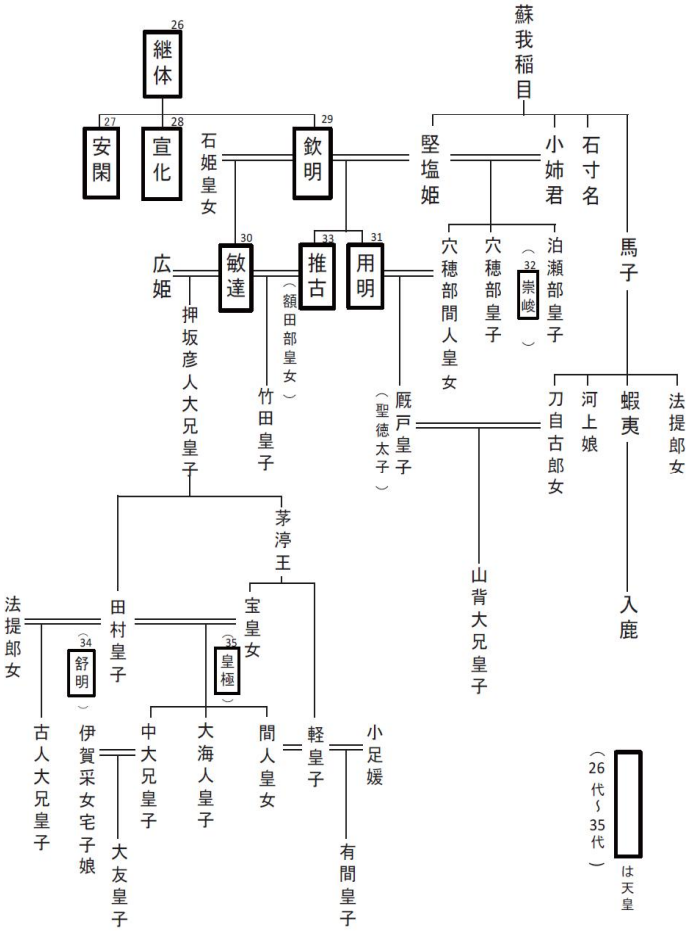
夏六月、馬子宿禰奏曰、臣之疾病至今未愈、不蒙三宝之力難可救治。於是、詔馬子宿禰曰、汝可独行仏法、宜断余人。乃以三尼還付馬子宿禰。馬子宿禰、受而歓悦嘆未曾有、頂礼三尼、新営精舎迎入供養。或本云、物部弓削守屋大連・大三輪逆君・中臣磐余連、俱謀滅仏法、欲焼寺塔并棄仏像。馬子宿禰、諍而不従。[15)]

この状況を憂いた蘇我大臣馬子は敏達天皇に「臣之疾病至今未愈、不蒙三宝之力難可救治。」と奏上し、仏教の再開を求め、3人の尼僧の返還してもらうことに成功したが、仏教に懐疑的な敏達天皇は、「汝可独行仏法、宜断余人。」として、蘇我氏にだけ仏法を行うことを許可し、余人には許可しないとした。ここでの処置は稲目の時のような大王家と蘇我氏、物部氏との力関係というよりは、疫病が国中に流行し、病む者たちは「身、如被焼被打被摧」[16)]と訴え、その原因が「老少窃相謂曰、是、焼仏像之罪矣。」[17)]であるという噂が市井に広まっており、敏達天皇としても、それを無視することができなかったことに因ると思われる。敏達天皇の中では基本的に仏教を許容するつもりは

14) 坂本太郎・家永三朗・井上光貞・大野晋(1982) 前掲書、p.151.
15) 坂本太郎・家永三朗・井上光貞・大野晋(1982) 前掲書、pp.151-153.
16) 坂本太郎・家永三朗・井上光貞・大野晋(1982) 前掲書、p.151.
17) 坂本太郎・家永三朗・井上光貞・大野晋(1982) 前掲書、p.151.

なかったということであろう。結局、この年に敏達天皇は疫病にかかり崩御する。

〈図 1〉26代継体天皇～35代皇極天皇の皇統図[18)]



18) 杉山一男(2016)「詩歌にみる万葉時代の悲劇の皇子たち」『近畿大学工学部紀要・人文・社会科学篇』第46号、近畿大学工学部、p.108.(杉山一男氏が作成した図を引用)

4. 用名天皇の帰依

その後、欽明天皇と蘇我大臣稲目の娘である堅塩姫との子であり、敏達天皇の異母兄弟である用明天皇が即位する(既出の図を参照)。蘇我大臣馬子としては妹の子供であり、甥にあたる人物が天皇に即位するのは、都合がよかったであろう。しかも、用明天皇は「天皇信仏法尊神道」[19]とするように仏教に対し信仰心を持っていた。蘇我氏にとって待ち望んでいた天皇であったであろう。即位すると、「以蘇我馬子宿禰為大臣、物部弓削守屋連為大連、並如故」[20]として、大臣に蘇我馬子、大連に物部守屋を任命した。蘇我氏にとって物部氏は常に対立している存在として邪魔なはずだが、これを排除するために天皇の人事権を使うようなことがなかったのは、やはり、天皇が絶対的な権力を掌握できていないことに起因するのか、蘇我氏にとって、いくら甥でもそこまで力を行使するほど後見人のような立場になかったのかは分からない。または、この時期は強大な軍事力を持つ物部氏を敵に回す覚悟ができていなかったからなのかも知れない。

用明天皇の即位2年目、用明天皇は病気に罹るが、ここで「朕思欲帰三宝、卿等議之。」として、仏教に帰依しようとする。当然、物部大連守屋は反対するが、押しきられてしまう。

> 鞍部多須奈、司馬達等子也、進而奏曰「臣、奉為天皇、出家修道。又奉造丈六仏像及寺。」天皇為之悲慟。今南淵坂田寺木丈六仏像・挟侍菩薩、是也。[21]

結局のところ、用明天皇は崩御するが、上記のように、臣下の鞍部多須奈は天皇のために出家し、寺を建て仏像を奉ると言ったという。用明天皇が完全に仏教を認め帰依していなかったら、臨終の間際に臣下が発する言葉ではなかったであろう。用明天皇の代に入り、仏教は

19) 坂本太郎・家永三朗・井上光貞・大野晋(1982) 前掲書、p.155.
20) 坂本太郎・家永三朗・井上光貞・大野晋(1982) 前掲書、p.155.
21) 坂本太郎・家永三朗・井上光貞・大野晋(1982) 前掲書、p.160.

漸く天皇に認められたということになる。

用明天皇の死後、蘇我氏と物部氏の対立はますます激化していった。皇位継承をめぐる争いに発展していき、蘇我大臣馬子は後継者として泊瀬部皇子を推し、物部大連守屋が擁立したのは穴穂部皇子(上記の図を参照)であった。両者とも蘇我大臣馬子の甥にあたるが、扱いやすい方を取ったのであろう。蘇我大臣馬子は物部大連守屋と手を組んだ穴穂部皇子を殺害し、物部大連守屋も戦を経て殺害するに至る。戦にあたる際、仏に誓願して戦った馬子は勝利した翌年に日本最古の本格的な寺院である法興寺(飛鳥寺)を造営している。また、その後の推古天皇元年(593)には、聖徳太子が四天王寺を建てたのを初め、「仏教伝来の最初期には僧の数は少数に限られていたが、急速に増加し、推古天皇三十二年(624)には寺院数四六、僧八一六人、尼五六九人を数え、白雉二年(652)には摂津味経宮で二一〇〇人余の僧を集めて一切経を読ませている」[22]とするように、推古天皇以降の時代では、仏教が急激に増えていくのである。

さて、上記では崇仏論争と呼ばれる内容の元になった『日本書紀』の記載を見た。一般的に崇仏論争とは、「もともと土着の宗教観をもっていた日本に552年あるいは538年に、仏教が伝わり、信仰の対象となってきた。それにともない、仏教の受容を主張する蘇我氏と、それに反対する物部氏・中臣氏のあいだにおこった宗教論争である。仏教をもたらした渡来人とつながりのあった蘇我稲目は仏教の受容を積極的に主張したが、物部尾輿・中臣鎌子は日本古来の神がみを祭る神道の立場からこれに反対した(傍点は筆者が挿入)」[23]としている。

しかし、論者は本当に「神道の立場からこれに反対した」のか疑問が残る。

以下は『日本書紀』敏達天皇六年(577)の項の内容であるが、上記の蘇我大臣馬子が寺を建て、仏教の師を戴く7年前の話である。

22) 丸山茂(2009)「天武朝の宗教環境」『跡見学園女子大学マネジメント学部紀要』第7号、跡見学園女子大学、p.160.

23)「崇仏論争(崇仏廃仏論争)｜蘇我氏と物部氏・中臣」
https://hitopedia.net/%E5%B4%87%E4%BB%8F%E8%AB%96%E4%BA%89/
(閲覧日:2023.06.13)

> 冬十一月庚午朔、百済国王、付還使大別王等、献経論若干巻、并律師・禅師・比丘尼・呪禁師・造仏工・造寺工、六人。遂安置於難波大別王寺。[24)]

これは577年に、日本の宰(使者)である大別王[25)]が百済から日本へ婦国するに際して、百済王が幾ばくかの経論や并律師、禅師、比丘尼、呪禁師(つまりは僧侶4人)、造仏工・造寺工ら六人を伴わせて贈ったという記録である。問題なのは最後の「遂安置於難波大別王寺(傍点は筆者が挿入)」で、贈られた僧や大工たちは、難波にある大別王寺に配属されたとする部分である。少なくとも577年には難波に蘇我氏と関わりのない仏教の寺が存在したということになる。

有働智奘氏は、蘇我氏、物部氏の両陣営とも仏教を許容していたが、「物部氏より蘇我氏が仏教受容に前向きであったという点」[26)]で、欽明天皇が蘇我氏に仏教を託したとしている。『日本書紀』の内容を見る限りにおいては、納得できない部分もあるが、この意見も「神道の立場からこれに反対した」の否定にはなるだろう。

『日本書紀』では天皇と蘇我氏、物部氏とのやり取りの中で仏教が語られることが多いが、実際には日本において渡来人だけでなく、高位者たちの間にも仏教の信仰がある程度進んでいたと思われる。そうすると、物部氏の仏教受容拒否は蘇我氏に対する対抗心から生じたものだと考えられ、神道の立場からのものだったのか甚だ疑わしいと言わざるを得ない。

24) 坂本太郎・家永三朗・井上光貞・大野晋(1982) 前掲書、p.141.

25) 『日本書紀』にも「大別王、未詳所出也。」とあり、出自未詳となっている。百済への使者という身分、また、王族という可能性から、一定の権力を持ち合わせていたと思われる。

26) 有働智奘(2014) 「排仏崇仏論争では無かった」『宗教研究』第87号、日本宗教学会、p.385.

5. 結び

本稿では『日本書紀』の仏教に関する部分を抜粋し、その流れを見ることで日本の古代において仏教がどうのように受容されたのか、その過程を再検討した。

日本古代の仏教受容に関しては多くの研究がなされた分野であり、その多くは仏教を取り入れたい崇仏派の蘇我氏とそれを反対する廃仏派である物部氏と中臣氏の崇仏論争であったとしている。上記で見てきた通り、『日本書紀』の内容を読み解くと、大凡そのような結果になると思われる。

しかし、論者は物部氏が蕃神を祀るのを反対したというよりは、仏教の教えの中に存在する不都合、すなわち仏教によってもたらされる新たな考え方を反対したのではないかと考える。仏教には「穢れ」や「祟り」を恐れる考え方が存在しない。仏教が流布される前に信仰されていた神道は当然のこととして、「穢れ」や「祟り」を恐れた。それは文字を書くのに使用される筆にまで及ぶ。筆の先端を作るためには動物の毛を使用しなければならない。それは「穢れ」であり、神道では筆すら使用できないのである。人間にしても同じである。戦争によって死者が生じると、死者の魂が未練を残し、祟りを生む。逆を言えば、仏教にはそれがない。物部氏は蘇我氏に対抗できるほどの権勢を誇ってはいたが、結局のところ、大王家の血筋に取り組まれていた蘇我氏の権勢にいつかは淘汰されるかも知れないと危惧があったのなら、仏教は当時の思想を完全に覆すものであり、強大な軍事力を持つ物部氏に恐怖を与えたのではないか、それこそが仏教を反対する原動力になったのではないかと思われる。これ以降、7世紀には国家仏教として取り込まれていき、律令体制に変貌していく中で、最初に仏教の法的地位を確立したのは『僧尼令』になるが、これについては今後の課題としたい。

参考文献

有働智奘(2014)「排仏崇仏論争では無かった」『宗教研究』第87号、日本宗教学会、p.385.
坂本太郎・家永三朗・井上光貞・大野晋(1982)『日本書紀下』岩波書店、pp.101-160.
杉山一男(2016)「詩歌にみる万葉時代の悲劇の皇子たち」『近畿大学工学部紀要・人文・社会科学篇』第46号、近畿大学工学部、p.108.
平林章仁(2014)「日並四皇子攷」『仏教文化研究所紀要』第51輯、竜谷大学仏教文化研究所、p.142.
北条勝貴(2008)「古代日本の神仏信仰」『国立歴史民俗博物館研究報告』第148輯、国立歴史民俗博物館、pp.7-38.
丸山茂(2009)「天武朝の宗教環境」『跡見学園女子大学マネジメント学部紀要』第7号、跡見学園女子大学、p.160.
三橋正(2007)「仏教受容と神祇信仰の形成」『宗教研究』第81号、日本宗教学会、pp.333-358.

「崇仏論争(崇仏廃仏論争)｜蘇我氏と物部氏・中臣氏」
https://hitopedia.net/%E5%B4%87%E4%BB%8F%E8%AB%96%E4%BA%89
(閲覧日:2023.06.13)

〈Abstract〉

The Transmission of Buddhism and the Buddhist Controversy
- Reexamining Buddhist-related Descriptions in *Nihon Shoki* -

Oh, Soo-Moon

In this article, I analyse the situation at the time when Buddhism was first introduced to Japan. In general, there are two hypotheses concerning the year of its introduction, one stating the year of 552 and the other stating the year of 538. There are some other hypotheses, but they come down to the above two hypotheses. The two hypotheses agree that Buddhism was introduced to Japan in the mid-6th century.

At the time, the society was ruled by Emperor Kinmei, and the Soga clan and the Mononobe clan were influential vassals. During this period, Japan had not fully adopted an absolute imperial system, and the imperial family existed as the chief of a coalition administration.

In is in such a situation that Buddhism was introduced to Japan in the form of a gift from the King Seimei of Baekje. At this time, some religions such as Shinto existed in Japan, and some people opposed to the introduction of Buddhism. Even Emperor Kinmei was unable to decide and relegated the decision to his vassals. This process of Japan's accepting Buddhism is referred to the Buddhist Controversy. In this article, I explore whether the Mononobe clan and the Nakatomi clan truly opposed to the introduction of Buddhism to Japan from the point of view of Shinto.

Key words : The Buddhist Controversy, Emperor Kinmei, Soga clan, Mononobe clan

투 고 일 : 2023년 07월 15일
심 사 일 : 2023년 07월 19일
게재확정일 : 2023년 08월 04일